

# 岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

## 第 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 2 7 0 号)及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 3 8 1 号)による国民健康保険法施行令の一部改正並びに「北海道国民健康保険運営方針」の改定に伴い、国民健康保険料の軽減基準額の改定及び賦課割合の変更を行うほか、独自の保険料減免に要する費用を同保険料の賦課総額に含めることができることとするため、所要の規定の整備を行う。

## 第 2 改正の内容

- (1) 独自に国民健康保険料減免を実施した場合に要する費用を同保険料の賦課総額に含めることができることとする。  
(第 1 0 の 2、第 1 4 条の 6 の 2、第 1 4 条の 7 関係)
- (2) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の基準額に、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の金額を追加する。  
(第 1 2 条関係)
- (3) 北海道が示す標準保険料を参考に保険料率を定めるため、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の賦課割合を変更する。  
(第 1 4 条、第 1 4 条の 6 の 5、第 1 4 条の 1 0 関係)

	現 行	改正後
基礎賦課分	所得割 <u>1 0 0 分の 4 6</u>	所得割 <u>1 0 0 分の 4 5</u>
	均等割 <u>1 0 0 分の 3 8</u>	均等割 <u>1 0 0 分の 3 3</u>
	平等割 <u>1 0 0 分の 1 6</u>	平等割 <u>1 0 0 分の 2 2</u>
後期高齢者支援金分	所得割 <u>1 0 0 分の 4 6</u>	所得割 <u>1 0 0 分の 4 5</u>
	均等割 <u>1 0 0 分の 3 8</u>	均等割 <u>1 0 0 分の 3 3</u>
	平等割 <u>1 0 0 分の 1 6</u>	平等割 <u>1 0 0 分の 2 2</u>

介護納付金分	所得割	$\frac{100}{分} \times 46$	所得割	$\frac{100}{分} \times 50$
	均等割	$\frac{100}{分} \times 38$	均等割	$\frac{100}{分} \times 30$
	平等割	$\frac{100}{分} \times 16$	平等割	$\frac{100}{分} \times 20$

(4) 国民健康保険料の減額に係る軽減判定所得を次のとおり変更する。

(第22条、附則第5項関係)

	現 行	改正後
7割軽減基準額	$33万円$	$\frac{43万円 + 10万円 \times (给与所得者等の数 - 1)}{}$
5割軽減基準額	$\frac{33万円 + 28.5万円 \times (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)}{}$	$\frac{43万円 + 28.5万円 \times (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 \times (给与所得者等の数 - 1)}{}$
2割軽減基準額	$\frac{33万円 + 52万円 \times (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)}{}$	$\frac{43万円 + 52万円 \times (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 \times (给与所得者等の数 - 1)}{}$

(5) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定中、新型コロナウイルス感染症の定義に関する用語の整理を行う。

(第40条の2関係)

### 第3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2(5)は、公布の日から施行する。

## 岩見沢市条例第 4 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和 48 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 32 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第 10 条の 2 に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第 32 条第 1 項の規定による基礎賦課額の減免の額の  
総額

第 12 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 14 条第 1 項第 1 号中「100 分の 46」を「100 分の 45」に改め、同項第 2 号中「100 分の 38」を「100 分の 33」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 16」を「100 分の 22」に改める。

第 14 条の 6 の 2 各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 32 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

できる。

第14条の6の2に次の1号を加える。

- (3) 当該年度における第32条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第14条の6の5第1項第1号中「100分の46」を「100分の45」に改め、同項第2号中「100分の38」を「100分の33」に改め、同項第3号ア中「100分の16」を「100分の22」に改める。

第14条の7各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第14条の7に次の1号を加える。

- (3) 当該年度における第32条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第14条の10第1項第1号中「100分の46」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の38」を「100分の30」に改め、同項第3号ア中「100分の16」を「100分の20」に改める。

第22条第1項第1号中「税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）

をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

第40条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。」に改める。

附則第5項中「「所得税法第57条第1項」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第40条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例の規定(第40条の2の規定を除く。)は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。